

幼稚園事務担当者の方へ（新制度未移行園等対象）

私立幼稚園等補助金事務手続きについて

1 私立幼稚園等補助金の種類

※対象になる補助金の種類は、「保護者の皆さんへ補助金のお知らせ」をご参照ください。

(1) 施設等利用費 ※保育料に対する補助金

月額 25,700 円を上限とした国の補助金です。

(2) 施設等利用費 ※預かり保育料に対する補助金

日額 450 円/月額 11,300 円を上限とした国の補助金です。

※区から保育の必要性の認定（施設等利用給付第2・3号認定）を受けた方が対象です。

(3) 保育料補助金 ※保育料に対する補助金

保育料が月額 25,700 円を超える場合に上乗せして支給する都・区の補助金です。

住民税所得割に応じて、月額 14,300 円～月額 21,200 円が上限です。

(4) 入園料補助金

80,000 円を上限とした入園料に対する補助金です。

(5) 満3歳児預かり保育料補助金

区から保育の必要性の確認を受けた住民税課税世帯の第2子以降のお子さんに対する日額 450 円を上限とした補助金です。

※住民税非課税世帯の方で、保育要件を満たす方は施設等利用給付第3号認定の申請が必要です。

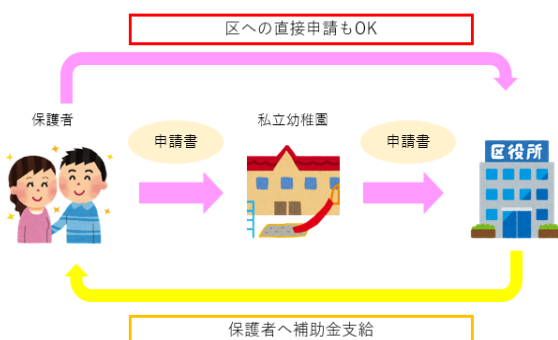
2 申請方法

※全ての補助金を申請書1枚で申請することができます。

一斉申請期間中の申請は、原則、在籍する私立幼稚園等を通じて申請します。

【申請書】施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）

【イメージ】



【一斉申請期間】

7月1日（月）～7月22日（月）

※上記期間を過ぎた場合も令和7年3月31日（月）までであれば申請可能です。一斉申請期間外の申請の場合は、保護者から区へ直接申請するよう指示していただいております。

【区提出締切】

7月29日（月）

3 区からの補助金支給について

※年3回に分けて支給します。

	第1期	第2期	第3期
支給対象月	4～8月	9～12月	1～3月
保護者への支給時期	10月末	2月末	5月末

※入園料補助金は第1期に支給を行います。

申請が一斉申請期間に間に合わなかった場合は、第2期以降の支給になる場合があります。

4 幼稚園事務担当者の方へお願いしたいこと

(1)保護者あて書類の配布

対象の保護者あて、園児1人につき1セット配布してください。

【配布書類の内訳】 ※④以外は年に1度です。

- ①保護者のみなさんへ補助金のお知らせ
- ②施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)
- ③≪記載例≫施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)
- ④領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)

【注意点】

- ①令和6年4月以降に退園した園児がいる場合は、新宿区から保護者に直接書類を送付します。該当者については、「園児異動に伴う在籍証明書(第6号様式)」にてお知らせください。
- ②「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)」について、第2期分及び第3期分については、別途園を通じて保護者あての提出依頼通知を発出します。保護者への配布について、ご協力をお願いします。
- ③年度途中に入園した新宿区在住の方又は新宿区へ転入された方へも忘れずに配布してください。

(2)保護者が作成した書類の取りまとめ

【提出書類】

- ①施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)
- ②領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(第4号様式)(認可外保育施設等)
※提出のあった方のみ

【提出期限】

令和6年7月29日(月)必着

※保護者から園への提出期限は、令和6年7月22日(月)としています。

※上記提出書類の②は、8月分の利用がある場合、令和6年9月17日(火)までの提出でも構いません。(保護者から直接ご提出いただく形でも構いません。)

【注意点📌】

- ①保護者が作成した書類は、加筆・修正を行わないでください。
- ②保護者から封緘された状態で書類の提出があった場合は、開封せずに提出してください。
- ③上記提出期限に間に合わない場合は、保護者に区へ直接提出するよう指示してください。
- ④保護者が自分自身で書類の提出を希望した場合、その方については園での取りまとめは不要です。
- ⑤一斉申請期間(7月1日～7月22日)外の提出の場合は、幼稚園での取りまとめは不要ですので、保護者に区へ直接提出するよう指示してください。

(3)「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認書」等の作成

園児の在籍や保育料等の納入状況の確認のため、以下の書類の提出をお願いします。

【提出書類】

- ①特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認書(第2号様式) ※要押印
- ②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認内訳書(第3号様式)

【提出期限】

令和6年9月17日(金)必着

【注意点📌】

- ①特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認内訳書(第3号様式)は、電子データでの提出も可能です。

※新宿区ホームページのサイト内検索で「幼稚園無償化」と検索し、「【幼児教育・保育の無償化】幼稚園に通う方の施設等利用費の請求について」をご確認ください。

※電子データ提出先: gakkounei@city.shinjuku.lg.jp

- ②第2期分及び第3期分の作成については、別途依頼します。

(4)「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認内訳書」の書き方

- ①その他納付金について

【対象経費】

園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものを対象に記載してください。

(対象)施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等

(対象外)一部の幼児を対象とするもの、実費負担にあたるもの

※実費負担にあたるものとは？

実際に必要な分だけ徴収される経費であり、概算で徴収された場合でも預かり金会計のように残金は精算して還付されるような経費

(例)日用品費・文房具代・制服代、食費(給食代等)、園バス代、

行事代(遠足代等)、卒園アルバム代、

PTA 会費、同窓会費等の委託徴収金、任意の寄附金等

【記載方法】

12か月で割り返してひと月あたりの単価を計算してください。(100円未満切捨て)

- ②「基本情報」欄は、幼稚園における標準的な提供日・提供時間帯をご記入ください。

※特筆すべき事項がある場合は、各園児の備考欄に個別にご記入ください。

- ③令和6年4月以降に途中退園した園児についても記載してください。

(5)園則の提出

以下の期限までに、令和6年度園則の提出をお願いします。

※新宿区内に所在する幼稚園で、昨年10月の入園児納付金調査にてご提出いただいた園則から、その後、各納付金額に変更がない場合は、提出不要です。

【提出期限】

令和6年7月29日(月)必着

(6)園児異動に伴う在籍証明書(第6号様式)の提出

年度途中に園児の退園・休園・転出、又は入園・転入が生じた場合は、必ず提出が必要です。

※補助金を返還していただく場合や転出入先と調整が必要な場合があります。異動の事由が判明次第、速やかに提出してください。(FAX又は郵送)

5 書類提出期限一覧

No.	提出書類	提出期限	備考
1	保護者の補助金申請書	令和6年7月29日(月)	保護者の締切は7月22日(月)
2	保護者の提供証明書 (認可外保育施設等分)	令和6年9月17日(火)	第2期、第3期分は別途依頼 ※保護者から区へ直接ご提出いただいても構いません。
3	提供証明書兼領収額確認書等	令和6年9月17日(火)	第2期、第3期分は別途依頼
4	令和6年度園則	令和6年7月29日(月)	
5	園児異動に伴う在籍証明書	随時	

6 問い合わせ先

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 区役所第一分庁舎4階

電話 03-5273-3103(直通) FAX 03-5273-3580

◎施設等利用費担当 森

◎入園料・保育料補助金担当 佐藤